



9月の相談

教育相談

【いなみっ子悩み相談】
 ▶とき 月～金曜日 8:30～17:15
 ▶担当 教育課指導主事
 ▶内容 いじめ、友人関係、学校不適応、しつけ、親子関係など
 ▶方法 電話、面談
 教育課 ☎492-9149

青少年の教育相談

▶とき 月～金曜日 9:00～16:30
 ▶ところ 危機管理課
 ▶内容 青少年の家庭教育や地域での指導のあり方など(家庭内暴力・薬物乱用など) 高校生も相談できます。
 ▶方法 面談、電話
 ☎0120-96-9695

障がい者なんでも相談

▶とき 身体に関する相談 月曜日 10:00～12:00
 こころの健康に関する相談 火曜日 10:00～12:00
 療育に関する相談 金曜日 10:00～12:00
 ▶対象 ①「障害者手帳」をお持ちの65歳未満の人②障がいの家族または介護者等③障がいや福祉について相談を希望する人
 ▶内容 専門員による支援・サービスなどの情報提供や助言(要予約)
 ▶予約 健康福祉課高齢障害係 ☎492-9167

身体障がい者の相談

▶とき 9月15日(金)10:00～12:00
 ▶ところ 母里福祉会館
 ▶対象 障害者手帳を持っている人や、病気・事故などで生活に支障が出て困っている人
 ▶問合せ 健康福祉課高齢障害係 ☎492-9137

母子家庭等相談

▶とき 9月20日(水)10:00～16:00
 ▶ところ 地域福祉課児童福祉係
 ▶相談員 兵庫県母子父子自立支援員
 ▶内容 離婚に関する相談にも応じます(前日までに要予約)。地域福祉課児童福祉係 ☎492-9136

高齢者総合相談

▶とき 月～金曜日(8:30～17:15)
 ▶ところ 地域包括支援センター(役場新館1階)
 ▶問合せ 健康福祉課地域包括支援センター ☎492-9150

法律相談

▶とき 9月28日(木)13:30～
 ▶ところ いきがい創造センター
 ▶内容 弁護士による法律全般
 ▶申込 相談日の前日8:30から先着9人まで電話で受け付けます。時間帯は指定できません。(相談時間は1人20分) 企画課 ☎492-9130

行政相談

▶とき 9月28日(木)13:30～15:00
 ▶ところ いきがい創造センター
 ▶内容 国・県・町などへの苦情や意見・要望など
 ▶方法 面談 直接会場へ
 ▶問合せ 企画課 ☎492-9130

消費生活相談員による相談

▶とき 月曜日(休みのときは火曜日)、金曜日(9:30～12:00、13:00～16:00)
 ▶内容 消費生活相談員による、契約、多重債務などの相談
 ▶方法 面談:危機管理課 電話:☎492-9151
 ▶問合せ 危機管理課 ☎492-9168

人権相談

▶とき 9月19日(火)13:30～15:30
 ▶ところ 総合福祉会館
 ▶内容 人権擁護委員による相談
 ▶申込・問合せ 西部隣保館 ☎492-3119

神戸地方方法務局加古川支局人権相談

▶とき 月～金曜日 9:00～17:00 (12:00～13:00は除く)
 ▶ところ 神戸地方方法務局加古川支局人権相談室 ☎0570-003-110

心配ごと相談

▶とき・ところ 第1木曜日 総合福祉会館
 第3木曜日 母里福祉会館
 第4木曜日 障害者ふれあいセンター
 それぞれ13:30～15:00(予約不要、14:30までにお越しください)
 相談員は司法書士、社協職員その他、民生委員・児童委員など。
第2木曜日は弁護士による相談
 障害者ふれあいセンター
 13:30～15:30(要予約、先着4人まで)
 ▶申込 稲美町社会福祉協議会 ☎492-8668

介護相談

▶とき 月～金曜日 9:00～17:00 (要予約)
 ▶方法 電話、面談、訪問
 ▶申込・問合せ 稲美町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所こぶし ☎492-8779

税理士による無料税務相談

▶とき 9月5日、12日、19日、26日
 いずれも火曜日 13:30～16:30
 ※予約が必要です
 ▶ところ 加古川税理士会館
 ▶問合せ 近畿税理士会加古川支部 ☎421-1144

兵庫県弁護士会による高齢者・障害者の権利擁護なんでも110番

▶とき 9月19日(火)13:00～16:00
 ▶内容 弁護士・社会福祉士などによる無料相談
 ▶方法 電話またはFAX
 ☎078-362-0074
 FAX 078-362-0084

9月の「オープン町長席」
 公務のため、9月のオープン町長席はありません。

相談

行政書士による

「法のロ」無料相談会

▶とき 10月1日(日)午前10時～午後4時
 ▶ところ イトーヨーカドー加古川店、加古川市民会館
 ▶内容 遺言相続、契約書、法人設立、各種許認可、外国人VISAなど
 ▶問合せ 兵庫県行政書士会加古川支部 ☎422-1753(後藤事務所)

お知らせ

赤ちゃんを育児中の皆さんへ
 ネットの会

助産師、栄養士、保健師を交えて日常の育児について話し合ったり、親子のふれあい遊びを体験します。申し込みはいりません。

シンパズ(多胎児ママの会)

べお話(まごよう)

▶とき 9月28日(木)午前10時～11時30分
 ▶ところ いきがい創造センター1多目的ホール
 ▶対象 0歳児とその保護者
 ▶持ち物 バスタオル
 ▶問合せ 子育て支援センター ☎492-9090

多胎児を育児中のママ達が、日常の育児や工夫していることなどを話し合っています。気軽にご参加ください。申し込みはいりません。

▶とき 10月2日(月)午前10時～11時30分
 ▶ところ いきがい創造センター1子育てルーム
 ▶対象 多胎児の保護者(子ども同伴可)、多胎児を妊娠中の妊婦さん
 ▶問合せ 子育て支援センター ☎492-9090

加古川市消防本部からのお知らせ

①普通救命講習会
 ②応急手当WEB講習会

▶とき 9月22日(金)、24日(日) ①午前9時～12時 ②午前9時～11時
 ▶ところ 加古川市防災センター
 ▶内容 AEDなどを使用した心肺蘇生法、止血などの応急手当

当 ※修了証を交付します。
 ▶対象 稲美町・播磨町・加古川市に在住または在勤の人(②は加古川市ホームページにあるWEB講習を事前に学習している人)
 ▶定員 各30人(先着順)
 ▶参加費 無料
 ▶申込・問合せ 9月2日(土)午前9時から、電話で加古川市防災センター ☎423-0119へ
 ※月曜日は、休館日のため受け付けできません。
 ※②応急手当WEB講習についての問合せは加古川市消防本部救急課 ☎424-0119へ

普通救命講習会

▶とき 9月16日(土)午前9時～12時
 ▶ところ 加古川市防災センター
 ▶内容 小児・乳児・新生児を対象とした救命講習、AEDを使用した心肺蘇生法 ※受講者には修了証を交付します。
 ▶対象 稲美町・播磨町・加古川市に在住または在勤の人
 ▶定員 30人(先着順)
 ▶参加費 無料
 ▶申込・問合せ 9月2日(土)午前9時から、電話で加古川市防災センター ☎423-0119へ
 ※月曜日は、休館日のため受け付けできません。

議会の傍聴をお待ちしています

町議会では、住みよいまちづくりを目指し、予算や条例の審議をはじめ、行政に対する一般質問を行っています。各日先着27人まで傍聴できます。1階ロビーのATM前に設置したモニターでも議会の様子を生中継でご覧いただけます。



第247回 定例会日程(予定)

| とき | 予定されている主な内容 |
|---------------|----------------|
| 9月1日(金)9:30～ | 議案の提案理由の説明 |
| 9月13日(水)9:30～ | 一般質問 |
| 9月14日(木)9:30～ | 一般質問 |
| 9月15日(金)9:30～ | 議案に対する質疑・討論・表決 |
| 9月27日(水)9:30～ | 議案に対する質疑・討論・表決 |
| 9月28日(木)9:30～ | 議案に対する質疑・討論・表決 |

▶問合せ 議会事務局 ☎492-9147

募集

稲美町加古大池利活用施設の指定管理者を募集します

稲美町加古大池利活用施設の指定管理者を募集します。

指定期間
 平成30年4月1日～平成35年3月31日(5年間)

募集要項の配布及び申請書の受付場所
 産業課 土地改良係(役場新館2階)
 ※町ホームページからもダウンロードできます。

配布期間
 9月1日(金)～9月14日(木)
 9:00～17:00(土日を除く)

申請書の提出期間
 9月20日(水)～9月29日(金)
 9:00～17:00(土日を除く)

問合せ
 産業課 土地改良係 ☎492-9141

「広報いなみ」広告掲載企業等を募集します

●広告スペース 広告欄のスペースは、1枠につきタテ48ミリ ヨコ175ミリ
 ●広告枠数 月6枠まで(応募多数の場合は抽選となります)
 ●色 モノクロ
 ●掲載料 10,000円/1枠(複数回掲載の場合は割引あり)
 ●発行部数 11,800部
 ●申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、広告原稿を添付して掲載希望の2カ月前の各月10日までに、企画課へお申し込みください。
 ※広告内容等は、「稲美町有料広告掲載に関する要綱」にあてはまるものとさせていただきます。

取り扱いできない主な内容

- 法令等の規定に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- 町の業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 町の信用または品位を害するおそれのあるもの
- 政治活動または宗教活動に係るもの
- 個人、法人または団体の意見広告及び名刺広告に係るもの
- 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明広告に係るもの
- 人権侵害や差別を助長するおそれのあるもの
- その他掲載する広告として適当でないもの

問合せ 企画課 情報係 ☎492-9130